

居宅サービス計画の軽微な変更の内容について

下記の「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など必ずしも実施しなければならないものではありません。しかし、介護支援専門員が介護サービス事業所へ周知したほうが良いと判断されるような場合などについては、サービス担当者会議を開催してください。なお、軽微な変更と判断した理由や経緯については記録を残してください。

	内容	厚生労働省の見解	福岡市の方針
1	サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。(※1)	厚生労働省の見解に加え、利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容の変更もない場合で、利用者や家族の都合により、単に曜日、日付、サービス時間帯を変更する場合。 <u>※ただし、下記の場合は該当しない。</u> ・サービス提供時間の増減の場合 ・他の介護サービス等の調整が必要な場合 ・事業者側の都合による変更の場合 支援経過(第5表)に「軽微な変更」とした理由を記載するとともに、必要に応じて居宅サービス計画書(第2表)、週間サービス計画書(第3表)、サービス利用票(第6表)を見え消し修正し、利用者から同意した日付、署名、捺印を受ける。
2	サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。(※1)	利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容の変更もない場合で、利用者の体調不良や家族の都合等により、一時的(概ね一月)にサービス提供回数を変更する場合。 (例) 週2回の通所介護を特定の週のみ週3回に変更する場合 <u>※ただし下記の場合は該当しない。</u> ・利用者の心身の状態や環境などの変化があり、回数を変更する場合 ・他の介護サービス等の調整が必要な場合 ・事業所側の都合による変更の場合 ・一時的な回数の変更であっても、利用者の心身の状態等に変化があり、継続して利用回数を変更することが見込まれる場合 支援経過(第5表)に、経緯及び「軽微な変更」とした理由を記載する。
3	利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。(※)	部屋の間取り、マンションの階等が同じであり、利用者の生活状況、環境面に変化がない場合。 <u>※ただし下記の場合は該当しない</u> 福岡市と他市町村との間で住民登録の異動があった場合(保険者が変更となる場合) 支援経過(第5表)に、経緯及び「軽微な変更」とした理由を記載する。
4	事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があると考えられる。(※1)	事業所の運営法人や従業者に変更がなく、単に事業所の名称が変わる場合。 <u>※ただし下記の場合は該当しない</u> 事業譲渡などにより運営法人が変更になり名称が変更となる場合。 <u>※居宅介護支援事業所自身、それ以外の事業所どちらの場合も適用。</u> 支援経過(第5表)に、経緯及び「軽微な変更」とした理由を記載する。
5	目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。(※1)	利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容の変更もない場合に、短期目標の期間を延長する場合。 <u>なお、長期目標については、長期間の漫然とした支援が行われることを防ぎ、計画的に支援・評価を行う必要があるため該当しない。</u> 支援経過(第5表)に「軽微な変更」とした理由を記載するとともに、居宅サービス計画書(第2表)を見え消し修正し、利用者から同意した日付、署名、捺印を受ける。

6	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。(※1)	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合。 (軽微な変更に該当する例) 介助用車いすを同じ機能の新しいモデルに変更し単位数が変更になる場合。 <u>※ただし下記の場合は該当しない。</u> ①福祉用具が不必要になって返却する場合。 ②同一種目でも機能が変更となる場合。 ③同一種目の貸与数が増減する場合。 ④付属品が増減する場合。
			支援経過(第5表)に「軽微な変更」とした理由を記載するとともに、必要に応じサービス利用票(第6表)、サービス利用票別表(第7表)を見え消し修正し、利用者から同意した日付、署名、捺印を受ける。
7	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があると考えられる。(※1)	同一法人の事業所が合併し、利用者へ直接サービス提供を行う従業員等に変更がない場合。 ※運営法人が変わる場合は非該当
			支援経過(第5表)に「軽微な変更」とした理由を記載するとともに、居宅サービス計画書(第2表)、週間サービス計画書(第3表)、サービス利用票(第6表)、サービス利用票別表(第7表)を見え消し修正し、利用者から同意した日付、署名、捺印を受ける。
8	目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。(※1)	同一サービス種別において目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合、居宅サービス計画に位置付けていた訪問看護が急遽介護保険から同一事業所の医療保険に変更となる場合やインフォーマルサービスのみの増減で、他の介護サービスの調整が不必要な場合。 <u>※ただし下記の場合は該当しない。</u> ・利用者の心身の状態や環境などの変化があり、サービス内容を変更する場合 ・他の介護サービス等の調整が必要な場合
			支援経過(第5表)に「軽微な変更」とした理由を記載するとともに、必要に応じて居宅サービス計画書(第2表)、週間サービス計画書(第3表)、必要に応じ、サービス利用票(第6表)、サービス利用票別表(第7表)を見え消し修正し、利用者から同意した日付、署名、捺印を受ける。
9	担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。)のような場合には「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。(※1)	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更の場合。 <u>※ただし、下記の場合は該当しない。</u> ・新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していない場合。
			居宅サービス計画書(第1表)及びサービス利用票(第6表)を見え消し修正し、利用者から同意した日付、署名、捺印を受ける。

※1「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

※2介護支援専門員が各担当者に周知したほうが良いと判断する場合等については、サービス担当者会議の開催を制限するものではない。

【軽微な変更ではないと考える事項】

	内容	理由
	サービス利用の取り止め※福祉用具貸与等も含む	サービス利用を取りやめているということは利用者の状況等に変化があったと考えられるため、軽微な変更とは認められない。
	サービス提供時間の増減	サービス提供時間(サービス提供量)の増減は利用者の状況等に変化があったと考えられるため、軽微な変更とは認められない。